

○国立大学法人奈良女子大学学長の選考及び解任手続きに関する規程

(平成16年4月16日規程第64号)

改正 平成18年 3 月 3 日規程第78号
平成19年 2 月22日規程第97号
平成20年 9 月30日規程第26号
平成22年 3 月25日規程第96号
平成23年 2 月 8 日規程第58号
平成25年 1 月24日規程第99号
平成27年 3 月27日規程第82号
平成27年 9 月28日規程第52号
平成28年 5 月26日規程第 4 号
平成29年 3 月17日規程第89号

国立大学法人奈良女子大学学長の選考及び解任手続きに関する規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良女子大学学長の選考及び解任手続きについては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより学長選考会議が行う。

(選考の時期)

第2条 文部科学大臣に任命を申出する学長（以下「学長候補者」という。）の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員となったとき。
- 四 学長が解任されたとき。

2 前項第一号に該当する場合は任期が満了する日の30日前までに、同項第二号、第三号又は第四号の場合は速やかに学長候補者の選考を行うものとする。

(学長候補者の資格)

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、学長選考会議が定める基準を満たす者とする。

2 学長選考会議は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を公表する。

(学長候補適任者の選考)

第4条 学長選考会議は、次の方法により、学長候補適任者を選考する。

- 一 学長選考会議は、経営協議会の学外委員、学長、常勤理事及び全学職員（常勤の者に限る。）から、学長候補適任者の推薦を受ける。
- 二 学長選考会議は、前号により5名以上から推薦された者の中から、学長候補適任者として5名以内を選考する。
- 三 学長選考会議は、前号の学長候補適任者に面談を行うとともに、学長候補適任者の中から、学長にふさわしい者について、学長、常勤理事及び全学職員（常勤の者に限る。）の意向を、投票により調査（以下「意向調査」という。）する。

(学長候補者の選考)

第5条 学長選考会議は、前条第三号による面談及び意向調査の結果を参考に、学長候補者を選考し、文部科学大臣に申出るとともに、選考結果、選考理由及び選考過程を公表する。

(再選考)

第5条の2 学長選考会議は、学長候補者がやむを得ない事情により学長となることを辞退したとき、又は就任することができなくなったときは、この規程により改めて選考を行うものとする。

(学長の任期)

第6条 学長の任期は4年とする。

(学長の解任)

第7条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に学長の解任を申出ることができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であつて、引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- 四 その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任の審査)

第7条の2 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長の解任について速やかに審査を行う。

- 一 学長選考会議議長が前条各号のいずれかに該当するものとして審査を行うことを認めたとき。
- 二 学長選考会議委員の2分の1以上の連署による請求があつたとき。
- 三 経営協議会委員の3分の2以上の連署による請求があつたとき。
- 四 教育研究評議会評議員の3分の2以上の連署による請求があつたとき。
- 五 第4条第一号に規定する全学職員の3分の1以上の連署による請求があつたとき。

2 学長選考会議は、審査の結果を、学長に通知し、役員会に報告するとともに、これを公表する。

(文部科学大臣への申出)

第7条の3 学長選考会議は、前条により学長の解任を決定したときは、文部科学大臣に学長の解任を申出る。

(業務の執行状況の確認)

第8条 学長選考会議は、毎年度の国立大学法人評価委員会による評価結果、監事の監査結果及び学長の自己評価書等に基づき、学長の業務執行状況を確認するものとする。

(細則)

第9条 この規程の実施については、国立大学法人奈良女子大学学長の選考及び解任手続きに関する実施細則の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。